

平成28年第11回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年11月18日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 28名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

22番 池間 藤夫 委員 26番 前泊 芳男 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議題第2号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第8号 非農地証明交付申請の承認について

日程第10 その他 『農業委員会等に関する法律』の改正に伴う宮古島市農業委員会の今後の取り組みについて

平成28年第11回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年11月18日 金曜日 14時00分から16時13分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (28人) 委員数 (30人)
4. 欠席委員 (2人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		×	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		×	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

22番委員 池間 藤夫

26番委員 前泊 芳男

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明

次長 上地 寿男

次長兼農政係長 川満 秀盛

農地係長 川満 邦弘

主査 豊見山 徹

調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 16時13分

議長 ただ今から、平成28年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は28名で、定数に達しておりますので宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、2名欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、22番 池間藤夫委員、26番 前泊芳男委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から8番までは、議案書13ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺七又集落東側端、周辺は牧草、サトウキビ、葉たばこが植えられていました。申請人は、父親から農業を引き継いだ若い担い手で、取得後は野菜作りを頑張りたいという事です。

11番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA上野給油所から平良向け約1キロメートル右手に宗教法人があり、そこから南

西へ約200メートルに位置し、今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。現在の所有者が収穫した後の移転となります。

- 16番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、久松集落内コンビニエンスストア跡地から伊良部向け約200メートルに位置し、現在は今期収穫予定のカブ出し管理がされていました。
- 17番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部小学校正門から長浜集落向け約300メートルに位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビと、1反ほどの面積にカボチャの植え付けの準備がされていました。申請人は、2・3年後に退職予定で、これから農業を始めていきたいという事です。
- 18番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺新城集落から吉野集落向け、坂を上った牛舎裏約300メートル左手に位置し、周辺はサトウキビ畑が広がり、申請人もサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。
- 21番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、「あけぼの学園」東約50メートル右手に位置し、現在は重機等で伐開され、農地として利用できるように整地されていました。
- 26番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、農業共済組合事務所北側道路を北へ約300メートル、右折しさらに約300メートル進んだところに位置しており、申請人はトウガラシ栽培をする予定です。
- 29番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地地区葉たばこ共同乾燥場北側約500メートルに位置し、一部サトウキビが植えられていました。大部分は草地になっており、サトウキビ収穫後は全て草地にする予定です。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

- 議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から8番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

- 議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
- 議長 次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は4件でございます。まず、受付番号9番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号9番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号9番から11番までは、議案書21ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

11番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

受付番号2番と関連します。

申請地は、市役所上野庁舎近くの信号から下地向け、右手に老人ホーム「長生園」があり、そこから南へ約700メートルに位置し、現在はサトウキビの夏植えがされていました。

15番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、上野ドイツ村から入江向け約400メートル、左折し約200メートルに位置し、今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。周辺はサトウキビ畑が広がっていました。

17番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

受付番号4番と関連します。

申請地は、伊良部の火葬場北西約800メートルに位置し、現在は今期植え付けられたサトウキビがありました。

21番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、池間集落向け、池間大橋を渡り約200メートル進み右折し、「池間湿原」の看板を左に見て左折し約600メートル進む。また「池間湿原」の看板がありそれを左に見て約100メートル進んだ右側に位置しています。少しずつ開墾し野菜作りをしていきたいという事です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号9番から12番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とし

ます。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は16件でございます。
まず、受付番号13番から28番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から28番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号13番から28番までは、議案書25ページから40ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号13番から28番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。6件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、千代田カントリークラブ東側道路を南向け進み宮国線に出て左折した四つ角の一角に位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビの夏植えがされていました。申請人は夫婦でハーブや野菜を栽培しており、取得後は規模拡大を図る予定です。

8番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、福山集落東側約500メートルに位置し、現在は来期春植え用のサトウキビの作付けがされていました。

11番委員 受付番号3番・4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。
3番の申請地は、沖縄製糖株式会社東側にある大米建設の畜舎西隣に5筆、そこから北へ約600メートルに2筆位置しています。申請人は現在サトウキビ栽培を中心に頑張っておりますが、畜産業も営んでおり、取得後は採草地にしたいという事です。

4番の申請地は、申請地は、千代田カントリークラブ東側道路を南向け進み宮国線に出て左折

した四つ角の一角に位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビの夏植えがされていました。申請人は退職後農業を頑張っており、所有地の近くということもあり規模拡大を図るため取得を希望しています。

5番の申請地は、東積間の3筆が千代田カントリークラブ東側道路を南向け進み宮国線に出て左折した四つ角の一角、種子原の2筆が大米建設の畜舎北側約600メートルに位置しており、申請人は高齢ではありますが、いずれ孫に継承していきたいという事で現在孫とともに頑張っています。

21番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、千代田カントリークラブ東側道路を南向け進み宮国線に出て左折した四つ角の一角に位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビの夏植えがされていました。取得後はサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願ひ」受付番号1番から6番までについて原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権貸借)は、14件でございます。まず、受付番号1番から14番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、西城中学校北西約500メートルに長中公民館があり、その後方道路西側約300メートルに位置しており、現在はカブ出し管理がされていました。

1 2 番委員 受付番号 2 について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、西中公民館近くの西中団地隣に位置し、苗床として使用する予定です。

1 5 番委員 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、宮国集落南側一周道路、保良一上地線を入江集落向け進行途中にあるフカエ橋手前を右折約 4 0 0 メートルに位置し、現在は作物植え付け準備で整地されていました。申請人は、長年葉たばこを栽培しており規模拡大を図る予定です。

2 3 番委員 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、保良集落入口手前を左折し、宮古総合開発の鉾山向かいに位置し、現在は葉たばこ植え付け前で、整地されていました。周辺はサトウキビ畑と牧草地でした。

中間管理機構 受付番号 5 番から 1 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
横版になっている参考資料の末尾のページをご覧ください。
この地図は、城辺西西における県営の整備事業地区を表したもので、この中で色分けしてある部分が今回中間管理機構で借り受けする予定の土地です。航空写真が古いため確認できないと思いますが、現在は全て整備が終わりサトウキビ、葉たばこ、一部牧草が植え付けられています。

続いて受付番号 1 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
こちらは個別にあがっている案件で、参考資料 1 4 ページをご覧ください。
農地の所在は、保良のオーシャンリンクス宮古島（ゴルフ場）の南側に位置し、不在地主の案件となります。現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられています。議案第 5 号 1 1 番と関連しており転貸の予定ですが、今年の 1 月まで利用権設定がなされていた経緯があり、その方と優先的に契約をし今後も耕作してもらうことになっています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

7 番委員 賃貸料について確認したいと思います。
継続案件と新規案件で金額にばらつきがあるようですが、そのことについて詳しい説明をお願いします。

中間管理機構 賃貸料については、中間管理機構が決定するわけではありません。これまでいくらで契約していたかが重要な決定事項であるため、過去の賃貸料を調査して、それを基に金額を設定しております。よって各々賃貸料にばらつきが出ることとなりますので、そのようにご理解下さい。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2 番委員 利用権設定が 1 年以内であれば優先的に契約できる、という説明でしたが、利用権設定が基盤強化促進法なのか、農地法第 3 条なのか、または農業委員会に届け出のない個人間の契約なのか、優先配慮事項の認められる適用範囲を教えてください。

中間管理機構 優先配慮事項については、利用権設定をしていた方に適用されます。

2 番委員 私が聞きたいのは、その利用権設定が基盤強化促進法、農地法第3条、個人間の契約、いずれの契約であっても1年以内であれば優先配慮事項が適用されるのかどうかという事です。

中間管理機構 今回のような案件において、農業委員会に利用権設定の届け出をして耕作していたが、期限切れの後更新手続きをしていない期間が1年未満の場合には優先して継続的に農地を貸すという事になります。

2 番委員 きちんと農業委員会に利用権設定の届け出をしてあり、期限切れから1年以内であれば優先配慮事項を適用するという事ですね。分かりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2 6 番委員 協力金についてですが、貸付期間や面積、賃貸料にばらつきがあるようですが算定基準について教えてください。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:52

【休憩中に回答】

中間管理機構 賃貸料については先ほど説明したとおりです。貸付期間や面積については当事者の希望によります。協力金については、整備事業地区の20%以上を中間管理機構を通して集積すると発生し、それを負担金に充てることができます。

議長 以上の説明でよろしいですか。

2 6 番委員 分かりました。

再 開 : 14:53

議長 再開します。
ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は7件でございます。
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、中添道交差点を北向け、坂を下った左手に「交通安全の塔」があり、その塔の手前左に位置し、現在はサトウキビの夏植えがされていました。周辺は、サトウキビ、マンゴー、ドラゴンフルーツなどがありました。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、西城幼稚園東側道路約300メートルにある大きな十字路を東へ約700メートル進んだ倉庫のような建物を右折し、さらに約300メートル行った沈渣地北側に位置し、現在は葉たばこの植え付けの準備中でした。規模拡大を図る予定です。

11番委員 受付番号3番について、現地調査結果の報告をいたします。

安谷原148-1の農地の所在、新里第2団地斜め向かいに位置、安谷原235-31~235-454の農地の所在、風力発電の風車南側約200メートルに位置、東素原940-1の農地の所在、アラマンガ北側約500メートルに位置し、3カ所いずれも今期収穫予定のサトウキビが植えられています。

19番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

ミナバ1048、1061-1の農地の所在、滑走路西側道路沿いメモリアルパークの南側に位置、ピガア1374-1、1374-3の農地の所在、さらに50メートル南側に位置し、いずれも今期収穫予定のサトウキビが植えられています。

21番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、西辺中学校を左に見て福山集落向け約1キロメートル進んだ五叉路を添道方面へ行き、約250メートル進んだビニールハウス横に位置し、現在はサトウキビが植えられています。

22番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、字伊良部集落北側に位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられています。

した。

23番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、七又の風力発電南西約200メートルに位置し、現在は葉たばこの植え付け準備
中で整地されていきました。周辺は、牧草地とサトウキビ畑でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づ
く農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第6議案第5号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は11件でございます。
まず、受付番号1番から11番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第5号「農用地利用配分計画案に関する
意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:11

再 開 : 15:21

議長 再開します。

議長 次に、日程第7議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

22番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年11月10日に行いました。調査委員は22番私、池間藤夫と26番、前泊芳男委員と野崎会長、事務局から上地次長、川満係長、下地調整官の6人で行いました。始めに、13時15分から13時30分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条3件、5条2件、非農地証明6件、計11件の現地調査を13時30分から17時00分まで行い、17時10分から17時30分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は佐良浜中から伊良部向け約500メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野、宅地等に囲まれたその他2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。質疑に入る前に事務局より訂正があります。

事務局 参考資料1ページの申請面積が687とありますが、1,953に訂正、申請地地番も伊良部字前里添西火山880-1、889-2に訂正をお願いします。すみませんでした。

議長 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

2番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は平良市内の「仏法寺」南約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料9ページについて、実際は農業用倉庫なのに転用目的が宅地となっているのは何故か。また現況が宅地となっており、顛末書にもあるとおりすでに建物があるということですが、その宅地面積がどのくらいなのか詳しい説明をお願いします。

事務局 参考資料11ページの公函をご覧ください。1322-7が今回の申請地で、隣の1322-2に住宅があり一帯利用している状況です。周囲を宅地に囲まれていることから、申請地も宅地であろうという勘違いにより現在まで使用していたという事で、今回の申請に至った次第です。

2番委員 今回の申請地は全て宅地にするという事ですか。これまでの例では、農業用倉庫の場合、宅地にはせず転用申請だけでよかったと思いますが。宅地にすることで今後ほかに利用する予定があるのか。そうであればそれ相応の手続きをしていただきたいと思います。

事務局 農業用倉庫は農用地区域内の農地にも造れますが、それ以外の目的では利用できません。今回の申請地は用途地域に指定されおり、農業用倉庫以外の利用でも特に問題なく、実際にダンプカーやトラクターなどが格納されていました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

2番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は添道集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地（集落接続）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第8議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件でございます。
まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から2番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はJA上野給油所前道路を宮国集落向け約500メートル右手に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、宮古島市役所上野庁舎から500メートル以内の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島市社会福祉協議会平良支所南に位置し、農地の広がりなし、宅地

の広がりあり。農地の区分、原野・宅地等に囲まれた連たん第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第8議案第7号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第9議案第8号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは6件でございます。
まず、受付番号1番から6番までの説明をいたします。

【議案第8号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、登記簿（原野）で一部を以前（10年以上前）に草地として使用していたが、現在は原野化が進み現状は原野となっていることから非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、一部がコンクリート土間及びコンクリート基礎やフェンスで整備されており、農地としての使用が見込めないため非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、道路・原野等に囲まれて面積も小さく（25㎡）、農業機械の使用も困難なため非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宅地等で囲まれた用途地域指定の区域にあり、面積も小さく（223㎡）、農地としての使用も見込めないため非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、受付番号5番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、住宅等に囲まれており今後も住宅化が進むと思われる。また面積も小さく農業機械の使用も困難なため非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宅地等で囲まれており、今後も宅地化が進むと思われる。また面積も小さく（228㎡）、農地としての使用も見込めないため非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10その他の事案として『農業委員会等に関する法律』の改正に伴う宮古島市農業委員会の今後の取り組みについて」を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 配布されている参考資料「農業委員会等に関する法律の改正に伴う宮古島市農業委員会の考え方」をご覧ください。現在、会長と事務局で進めている考え方、事務局の取り組みについて読み上げながら説明していきたいと思っております。

【農業委員会等に関する法律の改正に伴う宮古島市農業委員会の考え方、朗読説明 内容省略、別紙参照】

以上ここまでが先月の総会から今月にかけての会長と事務局の取り組み状況です。資料の中で報酬額や定数を提示しておりますが、こちらは議会への諮問事項ですので現段階では金額や人数は決定ではありません。これを参考にしながら今後も調整を重ねていきます。来年1月下旬から2月上旬頃には定数と報酬額がほぼ確定すると思いますので、その時はまた農業委員の皆さんにご報告しますのでよろしくお願ひします。

以上説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願ひいたします。

26番委員 資料3ページの改正報酬額について、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動などの実績で査定されるとありますが、それについて私見を述べさせていただきます。沖縄県下で宮古島市が一番広い農地を有しており、遊休農地の発生防止・解消は重要課題だと思います。また次世代を担う後継者育成も必要であり、そのためにも報酬費が満額査定されるように頑張るべきと考えます。

事務局 26番委員のご質問は、現報酬額を満額ということですか。それとも交付金2万円を満額ということですか。

26番委員 我々のこれまでの報酬額は改定されるという事ですが、現報酬額以下にならないように満額査定されることを希望します。

事務局 26番委員、すみませんがどの金額についての満額を希望するのか、もう少し具体的にお願ひします。

26番委員 すみません。質問を取り下げます。

議長 改正後はこれまでの報酬額より少々下がる可能性もありますが、なるべく近い金額になるように調整しているところです。そのようにご理解いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ほかにご意見等がないようですので、日程第10その他の事案『農業委員会等に関する法律』の改正に伴う宮古島市農業委員会の今後の取り組みについて、報告及び質疑応答を終了してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願ひいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第11回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16：13

平成28年11月18日

会 長 野 崎 達 男

22番委員 池 間 藤 夫

26番委員 前 泊 芳 男